

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,586,761	△ 16,373	1,570,388
	1 負担金	1,586,761	△ 16,373	1,570,388
2	国庫支出金	1,032,004	82,996	1,115,000
	1 国庫補助金	1,032,004	82,996	1,115,000
3	繰入金	443,650	△ 10,277	433,373
	1 一般会計繰入金	443,650	△ 10,277	433,373
4	諸収入	58,536	△ 31,042	27,494
	1 雑入	58,536	△ 31,042	27,494
5	県債	427,000	△ 1,000	426,000
	1 県債	427,000	△ 1,000	426,000
歳入合計		3,633,250	24,304	3,657,554

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		2,919,812	△ 72,850	2,846,962
	1 流 域 下 水 道 費	2,919,812	△ 72,850	2,846,962
2 公 債 費		713,438	97,154	810,592
	1 公 債 費	713,438	97,154	810,592
歳 出 合 計		3,633,250	24,304	3,657,554

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 822,750
	1 流域下水道費	822,750
合 計		822,750

## 第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道維持管理業務	平成17年度	千円 1,156,000

第4表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部 流域下水 事業部道費	千円	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 公営企業金融 公庫、会社、 その他		据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	297,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行 (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。  発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	296,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成16年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第3号）

平成16年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,031,850千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		376,332	△ 243,017	133,315
	1 財産売払収入	370,971	△ 243,017	127,954
2 繰越金		120,000	123,017	243,017
	1 繰越金	120,000	123,017	243,017
歳 入 合 計		1,151,850	△ 120,000	1,031,850

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		804,538	△ 120,000	684,538
	1 工 鉱 業 費	804,538	△ 120,000	684,538
2 公 債 費		347,312		347,312
	1 公 債 費	347,312		347,312
歳 出 合 計		1,151,850	△ 120,000	1,031,850



平成16年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,333千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,472,954千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	水俣湾堆積 汚泥処理 事業費	1,076,499	19,088	1,095,587
	1 分担金及び 負担金	1,076,499	19,088	1,095,587
2	チ ッ ソ 貸 付 費	1,428,648	185,908	1,614,556
	1 諸 収 入	1,428,648	185,908	1,614,556
3	支援措置費	8,745,873	△ 259,329	8,486,544
	1 国庫支出金	6,818,587	△ 204,996	6,613,591
	2 繰 入 金	223,286	△ 2,333	220,953
	3 県 債	1,704,000	△ 52,000	1,652,000
	歳 入 合 計	11,527,287	△ 54,333	11,472,954

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	水俣湾堆積汚泥処理事業費	2,385,706		2,385,706
	1 公債費	2,385,706		2,385,706
2	チ貸ツソ費	5,577,504		5,577,504
	1 公債費	5,577,504		5,577,504
3	支援措置費	1,927,286	△ 54,333	1,872,953
	1 環境費	1,704,000	△ 52,000	1,652,000
	2 公債費	223,286	△ 2,333	220,953
歳 出 合 計		11,527,287	△ 54,333	11,472,954

第2表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ プ 特 別 貸 付 資 金	千円  1,704,000	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年10% 以 内	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円  1,652,000	(補 正 前 に 同 じ)		

## 平成16年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115,098千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,848千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		200,946	△ 115,098	85,848
	1 一般会計 繰入金	200,946	△ 115,098	85,848
歳 入 合 計		200,946	△ 115,098	85,848

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		200,946	△ 115,098	85,848
	1 公 債 費	200,946	△ 115,098	85,848
歳 出 合 計		200,946	△ 115,098	85,848

平成16年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成16年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成16年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）		（ 計 ）
		収	入	
第1款 病院事業収益	2,045,706千円	△	80,553千円	1,965,153千円
第1項 医 業 収 益	1,059,655千円		48,642千円	1,108,297千円
第2項 医 業 外 収 益	986,051千円	△	129,195千円	856,856千円
		支 出		
第1款 病院事業費用	1,849,618千円	△	41,606千円	1,808,012千円
第1項 医 業 費 用	1,710,486千円	△	41,606千円	1,668,880千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	1,209,765千円	△ 31,796千円	1,177,969千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務委託	平成17年度	千円 55,747
給食業務委託	平成17年度	8,986
情報処理関連業務委託	平成17年度	1,979
事務機器等賃借	平成17年度 ～平成21年度	18,824
医事業務委託	平成17年度	19,855



平成16年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成16年度熊本県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成16年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 事業収益	2,319,143千円	17,700千円	2,336,843千円
第2項 営業外収益	10,139千円	17,700千円	27,839千円
	支	出	
第1款 事業費	2,304,624千円	27,839千円	2,332,463千円
第1項 営業費用	1,974,458千円	27,839千円	2,002,297千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	672,086千円	10,139千円	682,225千円

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成17年度	千円 83,768
企業局所有施設等管理業務	平成17年度	85,251
情報処理関連業務	平成17年度	1,170

平成16年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成16年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成16年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	1,104,890千円	442千円	1,105,332千円
第2項 営業外収益	350,407千円	442千円	350,849千円
	支	出	
第1款 事業費	1,550,984千円	△4,688千円	1,546,296千円
第1項 営業費用	1,124,643千円	△4,688千円	1,119,955千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	73,548千円	△4,688千円	68,860千円

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成17年度	千円 69
企業局所有施設等管理業務	平成17年度	138,827

## 平成16年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成16年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成16年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費	129,519千円	△255千円	129,264千円
第1項 営業費用	111,207千円	△255千円	110,952千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	7,057千円	△255千円	6,802千円

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場事業関係業務	平成17年度	千円 27,645
企業局所有施設等管理業務	平成17年度	4,383
事務機器等賃借	平成17年度	121

**熊本県告示第 276 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	坂 本 人 吉 線	球磨郡山江村大字万江乙字光永恵 422 番地 1 先から 同 所 同 字 422 番地 1 先まで	前	14.0 ～ 37.0	85.8	単 防 災
			後	14.0 ～ 84.2		

## 2 区域変更する期日 平成 17 年 3 月 14 日

**熊本県告示第 277 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	本 渡 荅 北 線	本渡市本町大字本字五通後 2448 番地 3 先から 同 所 字 萬 所 3864 番地 1 先まで	前	3.5 ～ 7.5	883.8	単 道 改
			後	7.5 ～ 22.0		
一般 県道	河 内 矢 部 線	上益城郡山都町小笹字西田 46 番地 1 先から 同 所 同 字 45 番地 10 先まで	前	13.2 ～ 34.4	83.5	廃道処分
			後	13.2 ～ 28.0		

## 2 区域変更する期日 平成 17 年 3 月 14 日

**熊本県告示第 278 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大多尾 新合線	天草郡河浦町大字立原字大久保 1132番1地先から 同所 同字 1058番1地先まで	126.1	単強舗

2 供用開始する期日 平成17年3月14日

**熊本県告示第279号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年3月14日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月14日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	矢部阿蘇 公園線	上益城郡山都町入佐字南吉鶴 287番1地先から 同所 同字 3565番地先まで	230.0	単道改

2 供用開始する期日 平成17年3月25日

**公 告**

**熊本県公告第181号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から30日以内に申し出ること。

平成17年3月14日

熊本県知事 潮谷 義子

1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 有限会社木本組  
球磨郡相良村柳瀬 985-163  
代表取締役 木本 哲夫  
熊本県知事許可（般-14）第11586号
- (2) 有限会社末永興産  
八代市鼠蔵町 280-8  
代表取締役 末永 正則  
熊本県知事許可（般-14）第06773号
- (3) 合資会社福田建設  
八代市清水町 1-24  
代表者 福田 勝秀  
熊本県知事許可（般特-12）第01728号

2 申出先  
熊本県土木部監理課

**熊本県公告第182号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年3月14日

熊本県知事 潮谷 義子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
平成17年度水質検査検体搬送業務
- (2) 委託業務の内容